

泉南市民人権意識調査シンポジウム

人権問題にかかわる

市民意識の現在^{いま}

2023年10月23日(月)

15:00～16:45

泉南市総合福祉センター

(あいぴあ泉南) 大会議室

昨年度、泉南市では市民人権意識調査を行いました。人権意識調査の結果から、住民意識の動向についてさぐり、結果からみえてきた課題について、調査にかかわっていただいたパネリストからそれぞれの問題意識をもとに報告していただきます。

人と人とのつながりを大切にする、そんな人権文化豊かなまちをめざして、私たちに何ができるか一緒に考えてみませんか。市民のみなさんのご参加をお待ちしています。

パネリスト

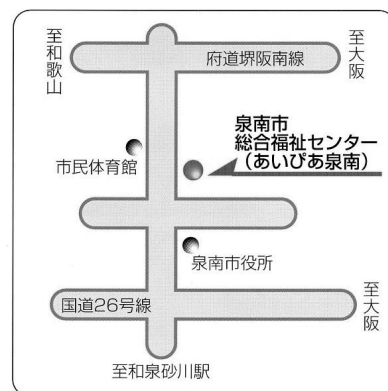
石元 清英さん(関西大学名誉教授)
内田 龍史さん(関西大学社会学部教授)
神原 文子さん(社会学者(博士)専門社会調査士)

入場料 無料(定員100名先着順、申込み不要)

一時保育 対象は1歳以上の子どもで、定員は12名(応募多数の場合は抽選)。
10月13日(金)までに人権推進課へお申し込みください。

その他 手話通訳あります。
車でお越しの際は、あいぴあ泉南横臨時駐車場(グラウンド)をお使いください。

問合せ 泉南市行政経営部人権推進課
TEL: 072-480-2855
FAX: 072-482-0075
E-mail: jinken@city.sennan.lg.jp



部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成 28 (2016) 年 12 月 16 日公布